

令和2年 道央廃棄物処理組合議会

第1回定例会会議録

令和2年2月19日 開会

令和2年2月19日 閉会

令和2年 第1回定例会

目 次

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 第1回定例会付議事件及び結果表 | 2 |
| 2 | 第1回定例会議事日程及び会議に付した事件 | 3 |
| 3 | 第1回定例会に出席した議員 | 3 |
| 4 | 第1回定例会に欠席した議員 | 3 |
| 5 | 第1回定例会に説明のため出席した者 | 4 |
| 6 | 第1回定例会に職務のため出席した者 | 4 |
| 7 | 第1回定例会道央廃棄物処理組合議会会議録 | 5 |

第1日目（令和2年2月19日）

| | |
|--|----|
| ◎開会宣言 | 5 |
| ◎管理者挨拶 | 5 |
| ◎日程第1 会議録署名議員の指名 | 6 |
| ◎日程第2 会期の決定について | 6 |
| ◎日程第3 行政報告 | 6 |
| ◎日程第4 | 7 |
| 報告第1号 例月現金出納検査の結果について（令和元年10月分） | |
| 報告第2号 例月現金出納検査の結果について（令和元年11月分） | |
| 報告第3号 例月現金出納検査の結果について（令和元年12月分） | |
| 報告第4号 定期監査の結果について | |
| ◎日程第5 | 7 |
| 報告第5号 専決処分の報告について （北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部変更） | |
| ◎日程第6 | 8 |
| 議案第1号 道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定 について | |
| ◎日程第7 | 11 |
| 議案第2号 令和元年度一般会計補正予算について（第1回） | |
| ◎日程第8 | 13 |
| 議案第3号 令和2年度一般会計予算について | |
| ◎日程第9 | 17 |
| 議案第4号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて | |
| ◎閉会宣言 | 18 |

1 第1回定例会付議事件及び結果表

令和2年2月19日(水)開会 会 期 1日間
 令和2年2月19日(水)閉会 会議開催日数 1日間

| 事件 番号 | 件 名 | 提出者 | 議決年月日 |
|-----------|--|------|----------------|
| | | | 議決結果 |
| 報告 第1号 | 例月現金出納検査の結果について(令和元年10月分) | 監査委員 | R2.2.19 報告済 |
| 報告 第2号 | 例月現金出納検査の結果について(令和元年11月分) | 監査委員 | R2.2.19 報告済 |
| 報告 第3号 | 例月現金出納検査の結果について(令和元年12月分) | 監査委員 | R2.2.19 報告済 |
| 報告 第4号 | 定期監査の結果について | 監査委員 | R2.2.19 報告済 |
| 報告 第5号 | 専決処分の報告について(北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部変更) | 管理者 | R2.2.19 承認 |
| 議案 第1号 | 道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について | 管理者 | R2.2.19 議決 |
| 議案 第2号 | 令和元年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算について(第1回) | 管理者 | R2.2.19 議決 |
| 議案 第3号 | 令和2年度道央廃棄物処理組合一般会計予算について | 管理者 | R2.2.19 議決 |
| 議案 第4号 | 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて | 管理者 | R2.2.19 同意 |

2 第1回定例会議事日程及び会議に付した事件

| 月 日 | 議事 日程 | 会議に付した事件（○印） | |
|-------|----------|--------------|--|
| | | 提案番号 | 件 名 |
| 2. 19 | 1 | ○ | 会議録署名議員の指名について |
| | 2 | ○ | 会期の決定について |
| | 3 | ○ | 行政報告 |
| | 4 | ○ | 報告第1号から第4号まで |
| | 5 | ○ | 専決処分の報告について |
| | 6 | ○ | 議案第1号 道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について |
| | 7 | ○ | 議案第2号 令和元年度一般会計補正予算について（第1回） |
| | 8 | ○ | 議案第3号 令和2年度一般会計予算について |
| | 9 | ○ | 議案第4号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて |

3 第1回定例会に出席した議員

| | | | | | |
|------|-----|-----|------|-----|-----|
| 1 番 | 飯 田 | 盛 好 | 2 番 | 北 山 | 敬 太 |
| 3 番 | 宮 原 | 伸 哉 | 4 番 | 木 村 | 真千子 |
| 6 番 | 大 迫 | 彰 | 7 番 | 側 瀬 | 敏 彦 |
| 8 番 | 菅 原 | 文 子 | 9 番 | 大 竹 | 登 |
| 10 番 | 熊 林 | 和 男 | 11 番 | 坂 下 | 一 彦 |
| 12 番 | 平 井 | 儀 一 | 13 番 | 千 葉 | 清 己 |
| 14 番 | 鵜 川 | 和 彦 | 15 番 | 佐々木 | 雅 宏 |

4 第1回定例会に欠席した議員

5 番 野 村 幸 宏

5 第1回定例会に説明のため出席した者

| | | | |
|------------|---------|-----------|---------|
| 管 理 者 | 山 口 幸太郎 | 副 管 理 者 | 上 野 正 三 |
| 副 管 理 者 | 三 好 富士夫 | 副 管 理 者 | 松 村 諭 |
| 副 管 理 者 | 戸 川 雅 光 | 副 管 理 者 | 佐々木 学 |
| 事 務 局 長 | 伊 賀 宗 徳 | 事 務 局 次 長 | 櫻 井 洋 史 |
| 事務局企画課長 | 北 村 昌 樹 | 事務局施設課長 | 押 川 昌 之 |
| 事務局施設課施設係長 | 佐 藤 晃 乙 | 事務局施設課主査 | 瀬田松 秀 一 |

6 第1回定例会に職務のため出席した者

| | | | |
|-----------|---------|---------|-------|
| 議 会 書 記 長 | 花 田 秀 樹 | 議 会 書 記 | 鈴 木 涉 |
|-----------|---------|---------|-------|

令和2年 第1回定例会

道央廃棄物処理組合議会会議録

第1日目（令和2年2月19日）

（午後4時00分開会）

◎開会宣言

○佐々木議長 ただ今から、本日をもって招集されました、令和2年道央廃棄物処理組合議会第1回定例会を開会いたします。

ただいまのところ、欠席の申し出は、野村議員からあり、出席議員は14人です。

出席議員が定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

◎管理者挨拶

○佐々木議長 開議に先立ち、管理者のご挨拶があります。

○山口管理者 （挙手）

○佐々木議長 山口管理者。

○山口管理者 令和2年道央廃棄物処理組合議会第1回定例会開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。

本日は、時節柄何かとご多忙のなか、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、組合議会議員の皆様には、平素より当組合の事業の推進につきまして、格段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今年度、本組合におきましては、焼却施設建設工事の受託者を決定したところであり、今後は、施設の建設工事が適正かつ確実に実施されるよう施工監理を行い、工事の円滑な履行及び品質の確保に努めてまいります。

本日の定例会には、報告5件、議案4件をご提案申し上げますので、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます、開会のご挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○佐々木議長 ただ今から、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○佐々木議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

この定例会の会議録署名議員は、会議規則第70条の規定に基づき、1番、飯田盛好議員、12番、平井儀一議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○佐々木議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

この定例会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木議長 ご異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

◎日程第3 行政報告

○佐々木議長 日程第3、行政報告を行います。

○山口管理者 (挙手)

○佐々木議長 山口管理者。

○山口管理者 令和2年第1回定例会の開会にあたりまして、行政報告を申し上げます。

焼却施設建設工事の請負契約締結についてであります。令和元年第2回定例会におきまして、工事請負契約の締結について議決をいただきましたことから、11月19日に受注者である日立造船・五洋建設・丹波組特定共同企業体と建設工事請負契約の締結を行ったところであります。

工期につきましては、令和6年7月31日までとしており、この間、施設の建設工事が適正かつ確実に実施されるよう施工監理を行い、工事の円滑な履行及び品質の確保を図ってまいります。

以上を申し上げます。行政報告といたします。

○佐々木議長 これで行政報告を終わります。

◎日程第4 報告第1号から報告第4号

○佐々木議長 日程第4、報告第1号から第4号までを議題といたします。

この件は、監査委員の報告であります。

ただいまから、直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木議長 別にご発言がなければ、これで質疑を終わります。

この件は、これで報告済みといたします。

◎日程第5 報告第5号 専決処分の報告について

(北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部変更)

○佐々木議長 日程第5、報告第5号、専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○伊賀事務局長 (挙手)

○佐々木議長 伊賀事務局長。

○伊賀事務局長 報告第5号についてご説明申し上げます。

報告第5号は、専決処分の報告であります。

地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、北海道町村議会議員公務災害補償等組合に加入していた団体の脱退に伴い、規約の一部を変更する必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められることから、専決処分第2号として令和元年12月11日に行ったものであります。

以上、報告第5号についてご説明申し上げましたが、よろしくご承認いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木議長 ただ今から質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木議長 別にご発言がなければ、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木議長 討論なしと認めます。お諮りいたします。

報告第5号については、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木議長 ご異議なしと認めます。

よって、報告第5号については承認することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第1号 道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について

○佐々木議長 日程第6、議案第1号、道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についてを議題といたします。説明を求めます。

○伊賀事務局長 (挙手)

○佐々木議長 伊賀事務局長。

○伊賀事務局長 議案第1号、道央 廃棄物処理組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

提案の理由であります。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の規定に基づき、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、本組合における臨時的任用職員を会計年度任用職員へ移行する必要があることから、会計年度任用職員の給与等について必要な事項を定めるため、本案を提出するものであります。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律は、地方公務員の臨時及び非常勤職員について、特別職の任用及び臨時的任用職員の適正を確保し、並びに一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化を図るため、会計年度任用職員制度を創設し、給付についての規定を整備す

るものであります。平成29年5月17日に公布され、施行日は令和2年4月1日であります。

それでは、条例の内容についてご説明申し上げます。議案書の13ページをご覧ください。

まず、第1条は、本条例の趣旨を規定しております。

第2条は、会計年度任用職員の給与に関して規定し、第1項では、給与等の内容を、第2項では給与は口座振替により支給することができることを規定しております。

第3条は、報酬の決定に関して規定しており、第1項は、月額報酬を、第2項は、日額報酬を、次の14ページにお移りいただき、第3項は、時間額報酬の算定方法をそれぞれ規定し、第4項は、職員の報酬に地域手当に相当する額を加算する場合の算出方法を規定しております。

第4条は、報酬の支給に関して規定し、第1項は、計算期間を月の1日から末日迄とし、支給日は規則で定めること、第2項は、月額の報酬は職員となった日から退職までの報酬を支給すること、第3項は、月の途中で任用又は退職した場合の報酬額は日割り計算とすることを規定しております。

次に15ページにお移りいただき、第5条では、特殊勤務手当に係る報酬の支給は常勤職員に準じることを規定しております。

第6条は、時間外勤務手当に係る報酬の支給に関して規定し、第1項は、正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対して報酬を支給すること、第2項は、時間外勤務について、第3項は、週休日の振替について、次の16ページにお移りいただき、第4項は、1か月の時間外勤務が60時間を超えた場合におけるそれぞれの報酬の算出方法を規定しております。

第7条は、夜間勤務に係る報酬の支給に関して規定し、第1項は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時間に対して報酬を支給すること、第2項では、報酬額の算出方法を規定しております。

次に、第8条は、休日勤務に係る報酬の支給に関して規定し、第1項では、休日等及び年末年始に正規の勤務時間として勤務した場合に報酬を支給すること、次の17ページにお移りいただき、第2項は、報酬の額の算出方法について、第3項は、代休日を指定して休日に勤務した場合には報酬を支給しないことを規定しております。

第9条は、期末手当の支給に関して規定し、第1項は、期末手当の支給対象を任期が6か月以上の者とし、また、支給額は在職期間における1か月平均の報酬額を基礎額として、常勤職員に準じて支給することを、次の18ページにお移りいただき、第2項は、任期が6か月に満たない場合でも一会計年度内における任期の合計が6か月以上の場合には、期末手当の支給対象とみなすことを、第3項は、6月期の期末手当について、前年度から引き続き任用された者のその任期の合計が6か月以上となる場合には、期末手当の支給対象とみなすことを規定しております。

次に、第10条は、勤務1時間当たりの報酬額、時間外勤務、夜間勤務、休日勤務のそれぞれ

に係る報酬額を算定する場合の端数処理について規定しております。

第11条は、報酬の減額、いわゆる欠勤した場合の減額に関して規定し、第1項は、月額報酬の職員が欠勤した場合について、次の19ページの第2項は、日額報酬の職員が欠勤した場合について、それぞれ減額することを規定しております。

第12条は、勤務1時間当たりの報酬額の算出方法を規定し、第1項は、時間外勤務、夜間勤務、休日勤務に係る1時間当たりの報酬額を規定しており、第1号で、月額報酬の場合、第2号で、日額報酬の場合、第3号で時間額報酬の場合の算定方法をそれぞれ規定しております。

第2項は、年間の勤務時間は、規則で定めることを規定しております。

第13条は、通勤に係る費用弁償に関して規定し、第1項は、常勤職員の支給要件に該当する場合は通勤に係る費用を弁償すること、第2項は、支給額、支給日及び返納について、常勤職員に準拠することを規定しております。

第14条は、公務のための旅行に係る費用の弁償に関して規定し、第1項は、公務の旅行に係る費用を弁償することを、次の20ページの第2項では、旅行に係る費用弁償の額は、常勤職員の旅費の例によることを規定しております。

第15条は、職員の給与からの控除は、常勤職員に準拠することを規定し、第16条は、職務の特殊性を考慮して管理者が特に必要と認める職員の給与については、管理者が別に定めることを規定しております。

第17条は、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることを規定しております。

最後に、附則についてであります。第1項は、この条例は令和2年4月1日から施行することとし、第2項は、令和2年度の期末手当の支給月数を100分の100とすること、第3項は、令和3年度の期末手当の支給月数を、100分の115とすることを規定しております。

以上、議案第1号、道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木議長 ただ今から、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木議長 別にご発言がなければ、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木議長 討論なしと認めます。ただ今から採決を行います。お諮りいたします。

議案第1号、道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり。〕

○佐々木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案どおり可決することに決定いたしました。

◆ 日程第7 議案第2号 令和元年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算について

○佐々木議長

日程第7、議案第2号、令和元年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算についてを議題といたします。説明を求めます。

○伊賀事務局長 (挙手)

○佐々木議長 伊賀事務局長。

○伊賀事務局長 議案第2号、令和元年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

別冊1、令和元年度一般会計補正予算書の1ページをご覧ください。

今回提案いたします補正予算につきましては、第1条のとおり、歳入歳出の総額をそれぞれ、531万6千円を減額し、6,604万1千円とするものであります。

補正予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、次の2ページの第1表、歳入歳出予算補正の記載のとおりであります。

次に、3ページをご覧ください。第2表の債務負担行為の補正につきましては、焼却施設建設事業の入札により、事業費が減額になりましたことから、限度額を116億5,214万7千円に変更するものであります。

また、第3表の地方債の補正につきましては、同じく焼却施設建設事業費の減額に伴い借入額が変更となりましたことから、限度額を2,080万円に変更するものであります。

なお、補正予算の内容につきましては、次ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

はじめに、歳入、歳出それぞれの補正内容からご説明いたします。6、7ページの歳入をご覧ください。

1款、1項、1目、市町負担金につきましては、のちにご説明いたします、歳入の繰越金等の増額及び歳出の減額により、市町負担金の必要額が減少するため、646万5千円を減額し、3,296万2千円とするものであります。

なお、組合を構成する2市4町の負担金につきましては、規約により定められた負担割合により算出しておりますが、各自治体それぞれの補正額の内容につきましては、説明欄の記載のとおりであります。

3款、1項、1目、繰越金につきましては、前年度平成30年度の決算の確定により、繰越額が294万9,263円でありましたことから、既定予算50万円からの超過分にあたります244万9千円を増額補正するものであります。

次に、5款、1項、1目、衛生債につきましては、焼却施設建設に伴い、国の定める地方債事業区分である一般廃棄物処理事業債を借入れるものであります。先程、地方債の補正でご説明いたしましたとおり、焼却施設建設事業費の減額に伴い、借入額が変更になりましたことから、130万円を減額し、2,080万円とするものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。8、9ページをご覧ください。

2款、1項、1目、一般管理費につきましては、事務局運営経費の減額であります。地方自治法派遣職員の派遣元であります千歳市及び北広島市より、令和元年度における給与等負担金の予定額が示されましたことから、310万円を減額し、2,763万2千円とするものであります。

3款、1項、1目、廃棄物焼却処理経費につきましては、焼却施設建設事業に係る入札による事業費確定により、焼却施設建設工事に係る発注支援委託料が53万9千円、施工監理委託料167万7千円をそれぞれ減額し、3,695万7千円とするものであります。

歳入、歳出の補正予算の内容につきましては以上であります。

最後に5ページにお戻りいただきまして、今回の補正予算に係る歳入、歳出の総括についてご説明申し上げます。

はじめに歳入につきましては、1款、分担金及び負担金が646万5千円の減額、3款、繰越金が244万9千円の増額、5款、組合債が130万円の減額、合計で531万6千円を減額し、補正後の予算を6,604万1千円とするものであります。

次に歳出につきましては、2款、総務費が310万円の減額、3款、衛生費が221万6千円の減額、合計で531万6千円を減額し、補正後の予算を6,604万1千円とするものであり

ます。

以上、議案第2号、令和元年度一般会計補正予算についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木議長 ただ今から、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕〕

○佐々木議長 別にご発言がなければ、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕〕

○佐々木議長 討論なしと認めます。ただ今から、採決を行います。お諮りいたします。

議案第2号、令和元年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり。〕〕

○佐々木議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案どおり可決することに決定いたしました。

◆ 日程第8 議案第3号、令和2年度道央廃棄物処理組合一般会計予算について

○佐々木議長 日程第8、議案第3号、令和2年度道央廃棄物処理組合一般会計予算についてを議題といたします。説明を求めます。

○伊賀事務局長 (挙手)

○佐々木議長 伊賀事務局長。

○伊賀事務局長 議案第3号、令和2年度道央廃棄物処理組合一般会計予算についてご説明申し上げます。

別冊2、令和2年度一般会計予算書及び予算説明書の1ページをご覧ください。

令和2年度道央廃棄物処理組合一般会計予算につきましては、第1条のとおり、歳入歳出の総額をそれぞれ4億6,841万9千円と定めるものであります。

第2項 歳入歳出予算の款、項の区分及び金額は、次の2ページの第1表、歳入歳出予算のとおりであります。

次に3ページをご覧ください。焼却施設建設事業に伴い、第2表、地方債を設定するものであります。地方債の設定につきましては、令和2年度に本組合が借入する予定額2億30万円を限度額とし、起債の方法及び利率、償還方法につきましては、記載のとおりであります。

なお、予算の内容につきましては、次ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

はじめに、歳入、歳出の予算内容から説明いたします。8、9ページの歳入をご覧ください。

1款、1項、1目、市町負担金につきましては、のちにご説明いたします歳出の総額から、市町負担金以外の歳入額を差引いた分が必要額となり、1億3,231万8千円を計上しております。

なお、組合を構成する2市4町のそれぞれの負担金につきましては、規約により定められた負担割合に基づき算出しており、9ページの説明欄の記載のとおりであります。

次に、2款、1項、1目、衛生費補助金につきましては、焼却施設建設事業費に係る防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金として、1億3,529万6千円を計上しております。

次に、3款、1項、1目、繰越金につきましては、前年度と同額の50万円を計上しております。

次に、4款、1項、1目、預金利子につきましては、1千円を計上しております。

同じく、4款、2項、1目雑入につきましては、会計年度任用職員が加入する雇用保険の被保険者本人負担分であります4千円を計上しております。

次に、5款、1項、1目、衛生債につきましては、焼却施設建設に伴い、国の定める地方債事業区分である一般廃棄物処理事業債を借入れ、発行予定額の2億30万円を計上しております。

以上、歳入の合計額を4億6,841万9千円としております。

続きまして、歳出について説明申し上げます。12、13ページをご覧ください。

1款、1項、1目、議会費につきましては、議会運営経費として、議員15名の報酬、共済費及び旅費として、54万3千円を計上しております。

なお、令和2年度の議会の開催につきましては、定例会2回の開催を予定しております。

次に、2款、1項、1目、一般管理費につきましては、職員雇用経費、事務局運営経費及び広報作成配布経費として、3,264万円を計上しております。

内訳につきましては、13ページの説明欄にてご説明いたします。

はじめに職員雇用経費につきましては、会計年度任用職員1名に係る報酬、職員手当、共済費のほか、費用弁償及び健康診断に係る経費として193万3千円、次に、事務局運営経費として、職員旅費、管理者交際費、事務用の消耗品費、車両に係る燃料費、コピー料、食糧費、郵便や電話等の通信運搬費等、自動車保険料、事務所移転費、地方公会計財務書類作成委託料、事務用機器・車両のリース料、視察研修バスの借上料等、会議研修等の負担金、地方自治法による派遣職員2名分の給与等負担金及び、事務所の光熱水費等の維持管理経費に係る負担金として2,967万2千円を計上しております。

なお、事務所の移転につきましては、令和2年度からの本格的な工事実施に伴い、現在の事務所を工事現場が所在する千歳市街地に移転することにより、地域住民の各種要望及び相談等に迅速に対応することなど、業務の効率化を図るため移転しようとするものであり、現在、移転先につきまして千歳市と協議を進めております。

次に、広報作成配布経費につきましては、必要に応じて組合事業の進捗状況等を広報するため、年度内2回分の組合広報を発行する経費として、広報作成に伴う印刷用紙購入等の消耗品費及び関係市町における広報への折り込み並びに世帯への配布手数料として、103万5千円を計上しております。

次に14、15ページをご覧ください。2款、1項、2目、公平委員会費につきましては、公平委員会運営経費として、公平委員会委員3名の報酬、共済費及び旅費として5万円を、次に、2款、2項、1目、監査委員費につきましては、監査事務経費として、監査委員2名の報酬、共済費、旅費及び会議等負担金として28万1千円を、次に、3款、1項、1目、廃棄物焼却処理経費につきましては、焼却施設建設事業に係る消耗品費、施工監理委託料、高速道路使用料及び工事請負費として4億3,438万4千円を、次に、4款、1項、1目、公債費につきましては、令和元年度に借入した組合債の償還金利息に係る経費といたしまして、2万1千円を新たに計上しております。

5款、1項、1目、予備費につきましては、前年度と同額の50万円を計上しております。

以上、歳出合計額を4億6,841万9千円とし、令和元年度当初予算額と比較しまして、3億9,706万2千円の増額となっております。

次に、6ページにお戻りいただきまして、歳入歳出予算の総括についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、1款、分担金及び負担金が前年度と比較して、9,289万1千円増額の1億3,231万8千円、2款、国庫支出金が前年度と比較して、1億2,597万1千円増

額の1億3,529万6千円、3款、繰越金が前年度と同額の50万円、4款、諸収入が前年度と同額の5千円、5款、組合債が前年度から1億7,820万円増額の2億30万円としており、歳入合計は、前年度から3億9,706万2千円増額の4億6,841万9千円であります。

次に、歳出につきましては、1款、議会費が前年度から7千円減額の54万円3千円、2款、総務費が前年度から183万7千円増額の3,297万1千円、3款衛生費が前年度から3億9,521万1千円増額の4億3,438万4千円、4款、公債費につきましては、2万1千円、5款、予備費が前年度と同額の50万円としており、歳出合計は、前年度から3億9,706万2千円増額の4億6,841万9千円であります。

なお、財源の内訳につきましては、衛生費補助金の1億3,529万6千円と、衛生債の2億30万円を衛生費の特定財源に、また、雑入の4千円を総務費の特定財源にしているほかは、一般財源であります。

次に16、17ページをご覧ください。給与費明細書であります。1、特別職につきましては、議員15名、その他の特別職として、監査委員2名、公平委員会委員3名の計5名についての令和2年度報酬額等であります。

内容につきましては記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、2、一般職につきましては、会計年度任用職員1名の令和2年度給与等を記載しております。

次に18、19ページをご覧ください。記載内容につきましては、先程申し上げました一般職の内訳になりますが、ア、会計年度任用職員以外の職員につきましては、該当者がおりませんので記載はございません。イ、会計年度任用職員につきましては、記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

次に20ページをご覧ください。(2)給料、報酬及び職員手当の増減額の明細につきましては、会計年度任用職員の報酬等に係る内容を記載しております。(3)給料及び職員手当の状況につきましては、会計年度任用職員以外の職員について、該当者がおりませんので、記載はございません。

最後になりますが、22ページをご覧ください。上段の表につきましては、令和元年度に設定した債務負担行為に関する調書、また、下段の表につきましては、令和元年度から借入をしております地方債に関する調書であります。内容につきましては記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第3号、令和2年度道央廃棄物処理組合一般会計予算についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木議長 ただ今から、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木議長 別に、ご発言がなければ、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木議長 討論なしと認めます。ただ今から採決を行います。お諮りいたします。

議案第3号、令和2年度道央廃棄物処理組合一般会計予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり。〕

○佐々木議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案どおり可決することに決定いたしました。

◆ 日程第9 議案第4号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○佐々木議長 日程第9、議案第4号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。説明を求めます。

○山口管理者 (挙手)

○佐々木議長 山口管理者。

○山口管理者 議案第4号は、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。

公平委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

住所、千歳市勇舞5丁目6番13号、氏名、川辺豊さん、生年月日、昭和33年10月11日であります。

提案の理由であります、川瀬正明公平委員会委員の任期が令和2年4月10日をもって満了となりますことから、後任委員を選任するため本案を提出するものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐々木議長 ただ今から、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木議長 別に、ご発言がなければ、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木議長 討論なしと認めます。ただ今から、採決を行います。お諮りいたします。

議案第4号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり。〕

○佐々木議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案どおり可決することに決定いたしました。

◎閉会宣言

○佐々木議長 以上でこの定例会に付議されました案件は、すべて審議を終了しました。

これをもちまして、令和2年道央廃棄物処理組合議会第1回定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午後5時00分)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長 佐々木 雅 宏

署名議員（1 番） 飯 田 盛 好

署名議員（12番） 平 井 儀 一